

四日市市病院管理規程第7号

市立四日市病院処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月28日

四日市市病院事業管理者職務代理者

四日市市病院事業副管理者 蜂須賀 丈博

市立四日市病院処務規程の一部を改正する規程

市立四日市病院処務規程（平成17年病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 病院に次の室、部、局及びセンターを置く。</p> <p>(1)から(36)まで (略)</p> <p><u>(37) 患者支援部</u></p> <p>(38)から(42)まで (略)</p> <p>2 第1項に規定する部のうち、診療情報部に診療情報管理室、<u>患者支援部に入退院支援センター及び地域連携・医療相談センター</u>、医療技術部に臨床工学室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、栄養管理室及び眼科歯科技術室を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 病院に次の室、部、局及びセンターを置く。</p> <p>(1)から(36)まで (略)</p> <p><u>(37) 地域連携・医療相談センター</u></p> <p>(38)から(42)まで (略)</p> <p>2 第1項に規定する部のうち、診療情報部に診療情報管理室、医療技術部に臨床工学室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、栄養管理室及び眼科歯科技術室を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>

<p>5 センターに<u>センター長</u>を置くことができる。</p> <p>6 から 10 まで (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 から 12 まで (略)</p> <p>1 3 <u>患者支援部長</u>は、上司の命を受け部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>1 4 <u>入退院支援センター長及び地域連携・医療相談センター長</u>は、上司の命を受けセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>1 5 から 22 まで (略)</p> <p>第 18 条 <u>患者支援部入退院支援センター及び地域連携・医療相談センター</u>の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>入退院支援センター</u></p> <p>(1) <u>患者の入退院に関すること。</u></p> <p>(2) <u>患者の入退院の支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>入院病床の確保に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、入退院に関すること。</u></p> <p><u>地域連携・医療相談センター</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>5 センターに<u>センター長</u>を置き、<u>副所長</u>を置くことができる。</p> <p>6 から 10 まで (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 から 12 まで (略)</p> <p>1 3 <u>地域連携・医療相談センター長</u>は、上司の命を受け<u>センター</u>の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>1 4 <u>副所長</u>は、<u>センター長</u>を補佐して<u>センターの業務に従事し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。</u></p> <p>1 5 から 22 まで (略)</p> <p>第 18 条 <u>地域連携・医療相談センター</u>の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。